

公益財団法人全日本柔道連盟 冠大会開催に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、冠大会を開催する際の詳細について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規程でいう冠大会とは、柔道に関する全国的競技会および国際的競技会であつて、大会の名称に企業名または商品名等を用いたものをいう。

(例；〇〇杯、〇〇旗)

2. 本規程でいう冠表示団体とは、冠大会の大会名称に、自己の企業名または商品名等を表示する団体をいう。

(開催許可)

第3条 冠大会を開催しようとする団体は、事前に公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）に開催許可申請を行い、許可を得なければならない。

(冠表示料)

第4条 第3条の許可が得られた場合、冠大会を開催する団体もしくは冠表示団体は、全柔連が指定する日までに、全柔連に冠表示料を支払わなければならない。

2. 冠表示料の金額については、全柔連と冠大会を開催する団体および冠表示団体で協議の上、決定する。

(許可の取り消し)

第5条 以下の場合、全柔連は、許可を取り消すことができる。

- (1) 指定の期日までに、冠表示料を支払わない場合
- (2) 冠表示団体に不祥事が発生した場合

付則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
3. この規程は、平成26年9月16日から一部改正して施行する。